

第1号被保険者の介護保険料（第9期：令和6年度～令和8年度）の設定について

1 第9期介護保険料の算定について

(1) 国の考え方（方針）

ア 介護報酬の改定（改定率（全体） +1.59%）

深刻化する人手不足や他産業への人材流出に歯止めをかける必要があると判断され、介護職員の処遇改善分として0.98%分、介護職員以外の処遇改善分として0.61%が措置された。

イ 標準段階の多段階化（9段階から13段階へ）

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費への増加を見据え、高所得者の標準段階を細分化することで標準乗率の引上げを行う。一方で低所得者の保険料上昇の抑制を図る。

ウ 特定入所者介護（予防）サービス費の見直し

（ア）介護老人保健施設及び介護医療院の多床室について、新たに室料負担（月額8千円相当）を導入

（イ）近年の光熱水費の高騰に対応し、居住費（基準費用額）を増額（日額60円）

(2) 本市介護保険料算定の要素等

ア 高齢化の進展による要介護認定者数の増加（増加率 +0.6%）

イ 介護サービス基盤の整備（整備数 6事業所）

ウ 介護保険料の弾力的な設定（12段階から16段階へ）

国規定に比べ低所得者の標準乗率を軽減し、標準段階を更に細分化することで、負担能力に応じたきめ細やかな設定とする。

エ 介護保険事業財政調整基金取崩金

充用予定額：4.4億円（保険料影響額：▲482円/月額）

※令和5年度末（第8期末）基金残高（見込み） 7億4,400万円

2 保険料基準額

月額6,250円（第8期基準額に比べ +87円）

※年額75,000円（第8期基準額に比べ +1,000円）

■介護保険料率（所得段階別）

第9期（令和6～令和8年度）				
所得段階	対象者		保険料調整率	保険料（年額）
第1段階	市県民税 非課税世帯	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	※軽減後 (0.25) 0.42	※軽減後 (18,700円) 31,500円
第2段階		・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	※軽減後 (0.40) 0.60	※軽減後 (30,000円) 45,000円
第3段階		・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	※軽減後 (0.650) 0.655	※軽減後 (48,700円) 49,100円
第4段階	市県民税 課税世帯で 本人が 市県民税 非課税	・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	67,500円
第5段階 (基準額)		・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	75,000円 (月額6,250円)
第6段階	本人が 市県民税 課税	・合計所得金額が125万円未満の方	1.20	90,000円
第7段階		・合計所得金額が 125万円以上190万円未満の方	1.25	93,700円
第8段階		・合計所得金額が 190万円以上210万円未満の方	1.45	108,700円
第9段階		・合計所得金額が 210万円以上250万円未満の方	1.55	116,200円
第10段階		・合計所得金額が 250万円以上290万円未満の方	1.75	131,200円
第11段階		・合計所得金額が 290万円以上320万円未満の方	1.80	135,000円
第12段階		・合計所得金額が 320万円以上420万円未満の方	1.85	138,700円
第13段階		・合計所得金額が 420万円以上520万円未満の方	1.90	142,500円
第14段階		・合計所得金額が 520万円以上620万円未満の方	2.00	150,000円
第15段階		・合計所得金額が 620万円以上720万円未満の方	2.10	157,500円
第16段階	・合計所得金額が720万円以上の方	2.20	165,000円	